

水道メーターの取替作業について

水道メーターの取替作業にご協力ください

水道メーターは計量法により検定に合格していることが必要とされており、その有効期間は検定から8年間です。

上下水道局では検定有効期間が満了する水道メーターを順次新しいものと取り替えています。

本年度も次のとおり取替作業を行います。

対象となる水道メーター

平成30年3月までに検満となる水道メーター(29/4~30/3のシールが貼られているもの)。

対象となる水道メーターの使用者には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」を配布しています。

取替作業従事者

取替作業は上下水道局が委託している水道工事業者が行います。

平成28年度委託業者 波多野設備(TEL0834-88-2880)

- ・業者は上下水道局(上下水道事業管理者)が発行した身分証明書を携行していますので、確認が必要な場合は提示を求めてください。
- ・水道メーター取替後には業者名と取外指針等を記載したお知らせ票をお渡し(又はポスト等に投かん)しますので、お気づきの点がありましたら記載の業者に直接ご連絡ください。

取替作業に際してのご注意

- ・水道メーターの設置場所が施錠されている、自動車の下にメーターボックスが設置されているなど特別の事情がある場合を除いて立会不要です。不在の場合も取替作業を行いますのでご了承ください。
- ・取替作業中は約10分~30分程度断水します。(状況によりそれ以上の時間を要する場合があります。)
- ・取替作業後、空気の混入による白い水や赤水・にごり水が出るがありますが、使いはじ

めにしばらく水を流していただければ解消されます。

・取替作業の支障となりますので、メーターボックスやパイプシャフト付近に物を置かないでください。水道メーターが自動車の下にある場合は、取替作業時に移動をお願いします。

・集合住宅についても、「水道メーター取替のお知らせ」は水道使用者へ直接配布しています。所有者・管理者あての通知は行っておりませんのでご了承ください。